

配水管更新事業  
(設計・施工一括発注方式)

要求水準書

宇都宮市上下水道局

## 第1章 総則

### (1) 要求水準書の位置付け

配水管更新事業（以下「本事業」という。）要求水準書は、宇都宮市上下水道局（以下「局」という。）が本事業を設計・施工一括発注方式（以下「管路DB方式」という。）により実施するに当たって、局が本事業の受注者（以下「事業者」という。）に求める業務の水準（以下「要求水準」という。）であり、本事業での仕様を記載したものである。

### (2) 用語の定義

本事業	: 配水管更新事業をいう。
局	: 宇都宮市上下水道局をいう。
事業者	: 本事業の受注者をいう。
管路DB方式	: 設計・施工を一括して発注する方式をいう。
要求水準	: 局が本事業の事業者に求める業務の水準をいう。
基本契約	: 本事業の全体に係る契約をいう。
設計成果	: 設計業務において作成した数量や図面等をいう。

## 第2章 本事業の概要

### (1) 事業の目的

本事業は、安全で安心な水道水を安定的に供給することを目的に、老朽化した配水管の更新を行うことを目的とする。

### (2) 事業名称

配水管更新事業

### (3) 事業場所

宇都宮市西川田町ほか2町 主要地方道 宇都宮栃木線

### (4) 事業主体

宇都宮市上下水道局

### (5) 事業期間

契約締結日から令和8年12月15日まで

### (6) 事業のスケジュール（予定）

基本契約の締結	令和7年	9月頃
委託契約の締結	令和7年	9月頃
委託の完了	令和8年	2月頃
工事請負契約の締結	令和8年	2月頃
工事の完成	令和8年	12月15日

### (7) 事業方式

本事業は、更新事業の効率化を図るため、設計・施工を一括して発注する管路DB方式で実施するものである。

### (8) 入札及び契約

「宇都宮市上下水道局に係る設計・施工一括発注方式実施要領」に基づき、入札及び契約を実施する。

### (9) 対象施設

本事業において更新する配水管等は、次のとおりとする。

- ・配水管 管種 DIP (GX 形)  
口径  $\phi$  250 mm  $\sim$   $\phi$  100 mm, 延長 1250.0m
- ・仕切弁 11 か所
- ・消火栓 4 か所
- ・給水管 29 件
- ・既設管撤去  $\phi$  250 mm  $\sim$   $\phi$  100 mm L = 1250.0m

### (10) 業務範囲

事業者が行う業務範囲は対象施設の設計及び施工とし、その概要は表に示すとおりとする。また、対象路線の詳細は設計図書を参照することとする。

区分	業務	備考
全体	本事業の総合調整 (統括管理技術者の配置)	発注者及び事業者間の調整及び本事業の総合的な調整・管理
設計	現地調査	
	図面作成	
	数量計算	
	審査	
	報告書作成	
	設計協議	
	試掘調査	既設管や他企業占有物件等の試掘調査
施工	管布設工	
	仕切弁設置工	
	消火栓設置工	
	給水分岐替工	
	既設管撤去工	

### 第3章 基本的要件及び要求水準

#### (1) 遵守すべき関係法令等

事業者は、本事業に関係する法令，条例，規則等を遵守し，本事業を実施することとする。

#### (2) 設計業務

事業者は，設計図書及び上下水道設計業務委託共通仕様書等に規定した仕様又は同等以上の仕様を提案して設計を行うものとする。

#### (3) 施工業務

事業者は，設計成果により作成した設計図書及び水道工事標準仕様書等に規定した仕様又は同等以上の仕様を提案して施工するものとする。

#### 第4章 予想されるリスクと責任分担

本事業の適正かつ確実な実施を確保する観点から、リスクが顕在化した場合の局と事業者のリスク及び責任分担については、契約書、上下水道設計業務委託共通仕様書、水道工事標準仕様書及び次に記載のとおりとする。

なお、記載のない事項については、局と事業者の協議により決定する。

リスクの種類	リスクの内容	局	事業者
設計リスク	局が提示した条件の誤りや要求事項の変更などによる設計変更に伴う費用の増大、工期の遅延など	○	
	事業者の設計に係る瑕疵による費用の増大、工期の遅延など		○
工期遅延・工事費用増大リスク	提示条件の誤りや追加指示、設計業務時の調査や試掘において予見困難な地下埋設物の発生など、事業者の帰責事由によらない工期の遅延・費用の増大	○	
	設計業務で作成された数量や図面の誤り、設計業務時の調査や試掘において予見可能な地下埋設物の発生など、事業者の帰責事由による工期の遅延・費用の増大		○